

遠野市いじめ防止等基本方針

平成 27 年 12 月
(平成 29 年 12 月改定)

遠野市

遠野市教育委員会

目 次

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	1～3
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止等に向けた方針	
第2章 いじめ防止等のための市が実施する施策	3～5
1 遠野市いじめ防止等対策委員会の設置	
2 いじめ防止等に関する取組	
第3章 学校が実施すべき施策	5～9
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置	
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組	
第4章 重大事態への対応に関する事項	9～11
1 重大事態の把握と調査	
2 調査結果の提供及び報告	
3 調査結果の報告を受けた市長による調査（再調査）及び措置	
第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	11
1 市基本方針の見直しの検討	
2 県教育委員会との連携	
【資料1】いじめへの対応（学校の対応）	12
【資料2】重大事態への対応（学校・市教委・市の対応）	13

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、「遠野わらすっこ条例」（平成21年条例第11号）の精神に則り、市、市教育委員会（以下「市教委」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

なお、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

2 いじめの定義

いじめは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条において次のように定義されており、市もこれを踏まえて取組を進めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止等に向けた方針

いじめの未然防止を第一ととらえるとともに、早期発見、早期対応の重要性を認識し、

市、学校、家庭や地域、関係機関等で連携を図り、市全体で子どもを健やかに育てる取組を進めていくものとする。

(1) 市として

- ① いじめ防止に関する基本的な方針「遠野市いじめ防止等基本方針」（以下「遠野市基本方針」という。）を定め、これに基づき、いじめの防止や解決に向けた施策を実施する。なお、遠野市立学校以外の学校については、その学校の設置者が定める方針等に基づいて、対処する。
- ② いじめの未然防止及び早期発見、早期対応、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うために、いじめに関する相談体制の充実や、学校、家庭や地域、関係機関等との連携の強化、いじめ防止に向けての啓発活動に努める。
- ③ 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速にいじめを解決するための措置を講じ、再発防止に努める。

(2) 学校として

- ① 「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を定めるとともに、「学校いじめ対策組織」を設置する。
- ② いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうることを全職員で強く意識し、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、「学校いじめ対策組織」を活用して、組織的に対応する。
- ③ いじめの相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別面談を実施するなどして、児童生徒一人ひとりの状況を把握し、いじめの防止、早期発見、早期対応に努める。

(3) 家庭や地域

- ① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを理解し、子どもの様子を注意して見守るとともに、様子の変化や相談等があった場合は、速やかに学校や関係機関に連絡し、協力して解決に向けて取り組む。
- ② 地域の中で、いじめを発見したり、いじめに関わる情報等を得たりした場合は、速やかに学校や関係機関に連絡し、協力して解決に向けて取り組む。

(4) 関係機関等

警察、県福祉総合相談センター、医療機関、県教育委員会等と連携しながら、いじめの防止と早期解決に努める。

第2章 いじめ防止等のための市が実施する施策

1 遠野市いじめ防止等対策委員会の設置

法第14条の趣旨を踏まえ、市教委は、遠野市生徒指導推進協議会の専門委員会として、いじめの防止等のための関係機関との連携強化、いじめの状況の確認と対策についての協議を中心に行うことを目的に、「遠野市いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。委員会の構成員は、関係行政機関の職員、学校教育の関係者、児童又は生徒

の保護者、その他遠野市生徒指導推進協議会長が必要と認める者等とする。

なお、本委員会は、要綱で定めるものとする。

2 いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめの未然防止に関すること

- ① 「知・徳・体のバランスのとれた人間形成～ふるさと遠野や日本、世界の発展に貢献する人材の育成～」を目指し、必要な施策を行う。
- ② 学校の教育課程において必要な指導・支援を行う。
 - 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳教育を推進する。
 - 全ての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるなど、児童生徒にとってわかる授業を小中連携の取り組みを通して推進する。
 - 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、校長会議等により体罰禁止の徹底を図る。
- ③ 学校いじめ対策組織の役割が果たされているか確認し、必要な指導・助言を行う。
- ④ 学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ⑤ 生徒指導推進協議会の活動を通して、学校や関係機関との連携を図り、情報交換・情報共有の場を設ける。
- ⑥ 生徒指導主事会議を開催し、いじめ問題等に係る研修や情報交換の場を設け、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る。
- ⑦ 携帯電話（スマートフォン等を含む）やインターネットに係る情報モラルについて、関係機関と連携して資料等を配付するなどして、必要な啓発を行う。
- ⑧ 遠野市基本方針を市のホームページで公開する。

(2) いじめの早期発見に関すること

- ① 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる「遠野市教育相談ネットワーク」等の周知を図り、相談体制を整備する。
- ② 市立小中学校の保護者に対する「いじめアンケート」を実施し、いじめの防止及び早期発見に努め、学校のいじめ問題への早期対応を支援していく。

(3) いじめへの対応に関すること

- ① 学校からいじめの報告を受けた場合は、各校の「いじめ防止等のための組織」を活用し、被害児童生徒を守ることを優先して、迅速に対応するよう指導・助言を行うとともに、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。
- ② 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整して問

題の解決を図る必要がある場合や、市教委が対応を図る必要があると判断される場合は、関係機関と連携を図りながら問題の解決に向けて取り組む。

- ③ いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を速やかに講ずる。

（4）再発防止

- ① いじめに対する措置後も、当該児童生徒の学校生活が充実したものとなるよう、学校の取組を継続的に支援し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を図る。
- ② いじめの再発防止のため、学校の取組の実態等をもとにしながら、いじめの防止等に関する取組の見直しを図る。

第 3 章 学校が実施すべき施策

1 学校基本方針の策定

各学校は国や県、市のいじめ防止基本方針を参酌し、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校基本方針」として策定する。策定後、家庭や地域に周知する。また、毎年見直しを図って改善する。

「学校基本方針」の策定及び見直しに当たっては以下のことに留意する。

- ① 「いじめの防止（未然防止のための取組等）」「早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）」「いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処等）」までの一連の内容を示すこと。
- ② いじめが起きてからの対応だけでなく、いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組（アンケートや研修等）が体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）を図ること。
- ③ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処のマニュアル（「早期発見・事案対処のマニュアル」等）を定めること。
- ④ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
- ⑤ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、目標の達成状況について評価を行い、評価結果を踏まえた取組改善を図ること。
- ⑥ 全ての教職員の共通理解・共通認識の下に、組織的・計画的に未然防止・早期発見・事案対処に取り組む学校体制を構築すること。
- ⑦ 学校基本方針の策定及び見直しに当たっては、児童生徒や保護者、地域、関係機関等と連携を図ること。また、策定後は、保護者や地域に公開するとともに、その内容を、必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒や保護者・関係機関等に説明すること。

2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ対策組織」を設置する。構成員は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官、PTA代表等、校長が実情に応じて定めるものとする。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを個人で抱えこまずに、対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。

組織の役割として、具体的に次のことが考えられる。

(1) いじめの未然防止に関わること

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うこと。

(2) いじめの早期発見・事案対処に関わること

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付けること。
- いじめの早期発見・事案対処のため、情報の収集と記録、共有を行うこと。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった場合、情報の共有、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を行うこと。
- 認知されたいじめ事案への支援指導体制及び対応方針の決定と、組織的な対応を実施すること。

(3) 学校基本方針に基づく各種取組に関すること

- 学校基本方針に基づいて取組が実施されるよう、進捗状況を把握し、定期的検証を行うこと。
- 校内研修等により、教職員のいじめへの共通理解を図ったり、対応力を高めたりして、意識啓発をすること。
- 学校基本方針を必要に応じて見直すこと。
- 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信を行うとともに、必要に応じて意識啓発や意見聴取のための取組を行うこと。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止に関すること

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、定例の職員会議や年に複数回実施する校内研修で周知を図り、平素から教職員全員

の共通理解を図っていく。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動などで学校いじめ対策組織の教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

② 自他ともにいじめを許さない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい、児童生徒にとってわかる授業づくりを進めていく。また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、以下の児童生徒を含め、学校として配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に必要な指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国に繋がる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高める。なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。

⑤ 児童生徒が自らいじめについて学び、未然防止に取り組む

児童生徒が自らいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒が主体的に考えていくことがいじめのない学校づくりには大切であるとの認識に立ち、児童会や生徒会活動を中心にして、児童生徒がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) 早期発見に関すること

- ① いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい状況で行われることを全職員で認識する。
- ② 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、「学校いじめ対策組織」を活用して、いじめを隠したり軽視したりす

ることなく積極的にいじめを認知する。

- ③ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、児童生徒の表情、言動に注意するとともに、職員間での情報交換を密にする。
- ④ 定期的なアンケート調査や教育相談による面談の実施等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に努める。
- ⑤ 家庭や地域、周囲の保護者が、子どもの変化やささいな兆候への気付きを積極的に学校へ相談できるよう、学校と家庭が連携して子どもを見守る体制づくりに努める。

(3) いじめへの対応に関すること

- ① 児童生徒からの相談を受け、他校においていじめの事実があると思われるときは、情報をとどめることなく、児童生徒が在籍する学校へ速やかに通報する。
- ② 通報を受けたときや学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、特定の職員で問題を抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に対してその情報を速やかに報告しなければならない。「学校いじめ対策組織」において、情報共有を行った後は、いじめの事実の有無を確認し、その結果を市教委に報告する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止をするため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で組織として取り組む。
- ④ 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 再発防止に関すること

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことから、いじめに対する措置後も、被害児童生徒・加害児童生徒が共に充実した学校生活を送ることができるよう、保護者等と連携を図りながら継続的に支援・指導を行う。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が相当期間（少なくとも3か月を目安とする）止んでいる状態が継続すること。

○いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ② いじめの再発防止のため、「学校いじめ対策組織」を活用しながら、いじめの防止等に関する取組の見直しを図る。

第4章 重大事態への対処に関する事項

1 重大事態の把握と調査

重大事態が発生した場合、法第28条の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために調査を行う。

(1) 重大事態のとりえ

第28条 学校の設置者またはその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動当生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）には、重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、市教委に報告し、市教委はこれを市長に報告する。

(3) 重大事態の調査組織の設置

市教委は、重大事態の状況に応じて、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

学校が調査の主体となる場合、各学校の既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により調査を実施する。

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教委が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委の下に調査組織「遠野市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設けて調査を実施する。

調査委員会の組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害を有しない者（第三者）のうち、県教育委員会を通じて職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、公平性及び中立性を確保して調査を実施する。

なお、調査委員会は、条例に基づき、事案ごとに設置する。

（４）調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする調査を行う。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教委が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

2 調査結果の提供及び報告

（１）いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市教委又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

（２）調査結果の報告

調査結果について、市教委を通じて市長に報告するとともに、市教委及び学校は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずる。

3 調査結果の報告を受けた市長による調査（再調査）及び措置

（１）「遠野市いじめ問題再調査委員会」による調査（再調査）について

上記（２）の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について「遠野市いじめ問題再調査委員会」による調査（再調査）（以下「再調査」という。）を行う。

再調査の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害

を有しない者（第三者）のうち、県教育委員会を通じて職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、公平性及び中立性を確保して調査を実施する。

再調査は、条例に基づき、事案ごとに設置する。

※ 再調査は、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、調査委員会による調査に並行して、実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

再調査についても、調査委員会による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の結果を議会に報告するとともに、市長及び市教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講ずる。

なお、議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

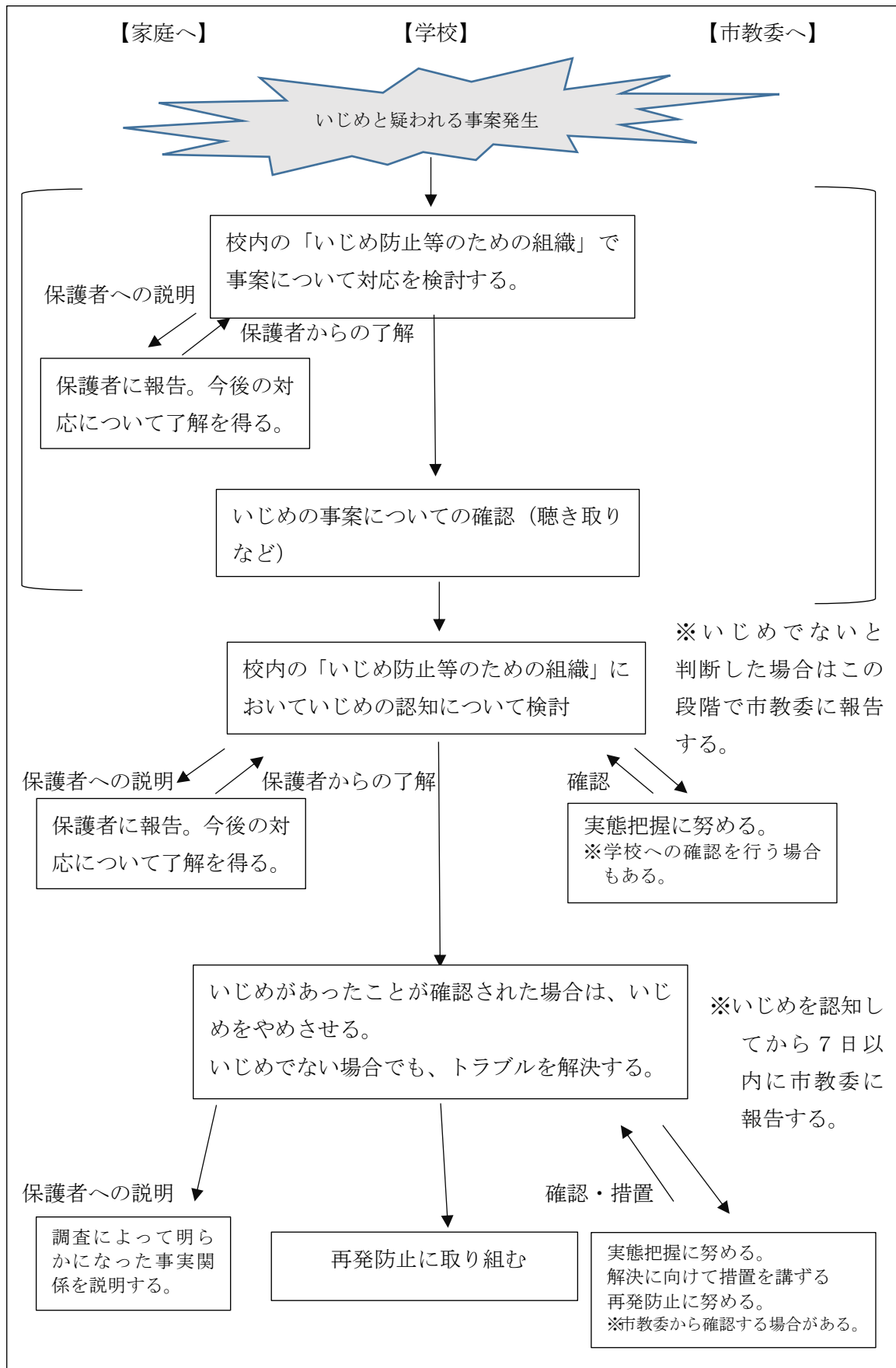
1 市基本方針の見直しの検討

市基本方針の策定から3年ごとに点検を行い、実効的な方針となるよう見直しを行う。

2 県教育委員会との連携

市立学校で発生した重大事態で、当該学校及び市教委だけでは解決が困難な事案が発生した場合は、県教育委員会に対し、外部の専門家等からなる支援チームの派遣要請を行う。

【資料1】いじめへの対応（学校の対応）



【資料2】重大事態の対応（学校・市教委・市の対応）

